

主な論点項目についての意見

2004年7月30日

法令外国語訳検討WG委員 弁護士 上柳敏郎
ueyanagi@waseda.jp

7月30日の第1回ワーキンググループに所要のため、出席できませんので、事務局作成の「主な論点項目」について、私の概括的な意見を提出させていただきます。

私は、法整備支援活動や国際ビジネス、外国人への助言や代理に關与してきた立場から、法令外国語訳整備の必要を長らく感じてきたところであり、今回のWGにおいては、限られた期間内ではあるものの、できる限りの成果をあげることを強く希望したいと考えています。特に、今回の法令外国語訳検討WGにおいては、法律及び語学に精通したメンバーや、情報処理等を専門にするメンバー、翻訳された外国語訳法令を利用、活用するメンバーなど高い識見を有するメンバーで構成されていることから、その英知を結集することで、抽象論に止まらず、今後の取組に向けたより具体的な提言をまとめることが重要であり、かつ可能と考えております。

下記の意見が、第1回WGの議論における参考になるところがあれば、幸いです。

1 「前提事項」について

- ・ 法令外国語訳に対するニーズについて

ニーズが強いことは異論がないと思われるが、その上で、利用者のニーズの程度、範囲を、翻訳の内容、順序に反映させる必要がある。今後の取組を具体化するには、WGとして、ニーズの強い分野（例えば、民法、刑法、知財、金融、行政手続、在日外国人、対日投資関係）を明確化することが重要であり、翻訳順序についての指針を示すことを考えるべきである。

- ・ 法令外国語訳の現状と問題点

既存の外国語訳の問題点の指摘に止まらず、既存のものを有効に活用することが重要と思われる。行政機関は、これまでも、法律の英訳をホームページ等で公表しているし、それ以外にも執務資料として翻訳したものと聞いているので、WGとしても、その現状を早期に把握する（行政機関への調査照会など）ことが、検討の前提として必要である。その上で、利用可能な既存の翻訳は、効果的に活用して、効率的に作業を進めることを考えるべきである。

- ・ 海外の実情

既に外国語訳に取り組んでいる諸外国（EU、韓国等）の調査を行い、それを我が国の取組と対照し、効果的に取り込んでいくことは不可欠であると思う。WGで意見の一致がみられれば、速やかに海外調査を実施し、その成果をWGの検討に反映させるべきである。

2 「翻訳ルールの策定～」について

- ・ 統一的な翻訳のためには、信頼できる翻訳ルールが必要である。今回のWGの検討で翻訳ルールについて、その全体を定めることまでは時間的制約から困難であるとしても、その具体的内容を議論し、具体的項目の骨格や内容のイメージを

とりまとめることは可能であると考える。

- ・ 翻訳ルール策定に当たっては、我が国特有の法概念や英米法との概念の相違を考慮する必要がある。翻訳する立場からすれば、具体的かつ明確な指針が必要であるから、対訳集や翻訳の具体例のようなものが必要となろう。
 - ・ WGにおいて、対訳集のイメージを議論し、例えば、単なる用語集ではなく、用例類例、用語の使い分けの基準を示すことなどにより、「誰がいつ翻訳しても、利用者の求める最低の水準は保たれた翻訳」となるのを確保するための方策を検討することが大事である。その際には、例えば、条約を日本語に仮訳する際のシステム等は、参考になると思われる。
 - ・ 翻訳を公定訳とする必要はないが、内容は、統一的な信頼できるものでなければならぬ。そのためには、翻訳ルール策定にあたり、政府が主体となり、ルールについての authorize が必要である。
 - ・ 今後の行政機関による翻訳において、政府の策定したルールが守られることで、翻訳をより安心して用いることができる。今後の取組でルールが尊重されるための方策を議論することが必要であろう。
- 3 「アクセス体制～」について
- ・ アクセスポイントとしては、例えば、政府が現在日本語で提供している法令の情報検索システムのようなものを構築することが考えられる。
 - ・ アクセス体制の整備のためには、アクセスポイントの整備だけでなく、法律の概要的なインフォメーションの提供、索引検索ツールの充実など、アクセス内容の整備も必要である。
 - ・ 今回のWGには、情報処理を専門とする委員もおられるので、その専門的知見を積極的に活用すべきと考える。
- 4 「今後の検討～」について
- ・ 今後の政府の検討には、行政機関だけでなく、民間の有識者を参加させるなど、利用者の声を十分に反映させる必要がある。
 - ・ 基盤整備のみにいたずらに時間をかけるべきでなく、順次その成果を広く公表すべきである。
 - ・ 政府は、基盤整備のみでなく、民間の取組と並行して、必要な翻訳に取り組むことが必要である。例えば、法改正等に対応した翻訳の改訂のあり方についても、検討されるべきであろう。

以 上